（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七　法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二条の二の三第一項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき、又は同項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項に第二十二条の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき。

［五　略］

［2～6　略］

（自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止の例外等）

第二十二条の二の十三　法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　営業所その他の事業所を訪問した相手方に対して、対象契約の締結の勧誘に先立つて、自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為

二　自己の氏名又は名称を告げた相手方に対して、当該自己の氏名又は名称を告げた後に行う対象契約の締結の勧誘に先立つて、当該自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為

2　法第二十七条の二第三号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　法人契約の締結の勧誘

二　軽微変更に係る勧誘

（禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定）

第二十二条の二の十四　総務大臣は、法第二十七条の三第一項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2　法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（当該指定の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。

3　前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七　［同上］

［一～三　同上］

四　変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二条の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二条の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき

［五　同上］

［2～6　同上］

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二条の二の十三　法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　法人契約の締結の勧誘

二　軽微変更に係る勧誘

［新設］